

3/19 千代田区公契約条例、全会一致で可決・採択 連合東京事務局談話

日本の中心地、千代田区での制定の波及効果は極めて大きい

2014年3月20日

連合東京・事務局長 杉浦賢次

千代田区、平成26年度第1回定例議会、3/19日、本会議において議案第6号「千代田区公契約条例」が全会一致（欠員1名）で可決、採択された。本年10月1日施行となる。いわゆる「労働条項」のある条例では、全国10番目、都内5自治体目とは言え、日本の一丁目一番地とも言える千代田区での条例制定、また、条例数が二桁台にのることになるこの採択は、都内はもとより全国波及に弾みをつけるものとなることと確信している。

石川雅巳・千代田区長はこれまで連合東京役員との懇談や地区協議会要請の場で、公契約条例を早期に議会提案したい意向を示し、条例に関する昨年来の区長懇談・要請では連合東京からの幾つかの要望については区側に受け止めてもらっていた。こうした経過を踏まえた今議会への区長提案が採択されたことを、率直に慶びを以て評価したい。

千代田区公契約条例の特徴は、「従事する者の適正な労働環境を確保」「社会経済の健全な維持発展及び公共工事・公共サービスの質の確保及び向上」を謳い、シンプルに公共サービス・公共工事に従事する労働者の適正な環境を確保することを目的とするものであること。また、最近の動向で、社会保険の加入義務の視点を入れていることもある。

自治体内の中小企業の受注増や地域社会への貢献、環境への配慮など様々な理念などいくつかの自治体が記載する部分の条文を付けていない、この条例により社会背景にある様々な課題や契約制度の課題が全て解決するものとは考えていないということである。

区、受注者の責務、従事者の申し出、不利益扱いの禁止、契約違反時の取り扱い（立ち入り調査、是正、契約解除）などは他の自治体条例としくみは、基本的に同様である。

工事予定価格は5千万円以上（年10件程度）、委託業務は1千万円以上（年60件）から具体的には規則で定めるが施設管理、学校給食、車両運転、安全・安心パトロール、公園清掃、総合窓口など事務補助業務などを想定している。

審議過程では、企画総務委員会でその制定趣旨、条例に反映すべき理念や条例範囲、運用・適用範囲、賃金・報酬下限額と区の権限など様々な議論がなされたものの、残念ながら区側から全てに明快な答弁が行われたという状況ではなかった。また、委員会では事前の情報提供や説明が不十分であった点、提案までの手順手続きについても課題があったことに、区側は謝罪して今後の調査研究や検討すべき課題などを議会と相談しながら施行するとして本会議報告を受けての採択となった。制定に向けての事業者ヒアリング、区民意見ヒアリング、議員間の十分な審議などを経てこなかったことは、千代田区議会内の複雑な課題があった訳だが、今後、10月施行に向けて委員会審議、答弁が行われる中で条文の内容確認が進むことになる。それと併せて、連合東京は、区長が決める規則に私たちが求める確認、補強を行うべく、区側に要請と打ち合わせを重ねていく。

審議会での学識経験者、労働者、事業者6名の審議で条例対象の委託対象業務や賃金・報酬の下限額設定がなされる。労働者2名の選出とその後審議、議会で報告された通り、契約制度は時代の変遷とともに常に見直しと不断の研究で望ましい方向を探ることが必要で、その努力に連合東京、また、中南ブロック地協としてその役割の一端を担っていく。

以上

（本件、問い合わせは 担当：労働局長 傳田まで）